

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人の母（請求人世帯の世帯主。以下「母」という。）に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張している。

本件処分は令和5年8月分の保護費支給について加算の計上等を行うものであるが、家族介護料が適切に決定されていない。請求人は、国民年金法施行令別表に定める1級に該当し、複数の診断書等で日常生活のすべてに介護を必要とする者と認められ、自宅で保護を受けている。介護に当たる者は母及び弟であり、同一世帯内で保護を受けている。よって、家族介護料を必要人数分適切に加算しないことは違法である。

本件処分においては、処分理由は変更や計上する旨しか書かれておらず、支給額を変更した本件処分の判断に際して、処分行政庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか不明であり、理由不備の違法がある。

処分庁は、請求人が精神障害単独で障害基礎年金2級であることを一切考慮しておらず、その点で検討不尽の違法ないし不当がある。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 7月11日	諮問
令和6年 7月16日	請求人から主張書面の提出
令和6年 9月17日	審議（第92回第3部会）
令和6年10月15日	審議（第93回第3部会）
令和6年11月18日	審議（第94回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性、種類等

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

法11条1項は、保護の種類として、生活扶助（1号）等を定めている。

(2) 障害者加算（障害者加算ア、家族介護料及び重度障害者加算）

ア 法令

法12条は、生活扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われるとし、その範囲に「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1号）を定めている。

保護基準は、別表第1生活扶助基準の中に、各種加算を位置付けており、障害者加算を定める第2章・2は、(1)において加算額を、(2)のア及びイにおいて障害者加算の対象者を定めるほか、(3)に掲げる者については(1)の加算額とは別に15,220円（重度障害者加算）を、(4)に掲げる者については(1)の加算額とは別に12,760円（家族介護料。令和5年度の場合）を算定するものとしている（(2)ないし(4)は次のとおりである（保護基準別表第1・第2章・2））。

「(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）ただし、アに該当する者を除く。

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（略）については、別に15,220円を算定するものとする。

(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に12,760円を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。」

上記(3)中の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1は、別紙のとおりである。1号は視力、2号は聴力、3号から6号までは四肢の機能又は欠損、7号は座っていることができない程

度の体幹機能について定めており、8号は身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が1号から7号までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの、9号は精神の障害であって、1号から8号までと同程度以上と認められるもの、10号は身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が1号から9号までと同程度以上と認められる程度のもの、と定めている。

イ 障害者加算ア及び障害者加算イの額

保護基準は、生活扶助等の基準額を定めるに当たり、地域ごとの級地区分を定めており、〇〇区は、級地区分において「1級地－1」に該当する地域であるとされ（保護基準別表第9・1・(1)）、同地域における障害者加算額は、在宅者について、障害者加算ア（国民年金法施行令別表に定める1級の障害）は26,810円、障害者加算イ（国民年金法施行令別表に定める2級の障害）は17,870円とされている（同別表第1・第2章・2・(2)）。

ウ 局長通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・2・(2)・エ・(ア)は、障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととする。

また、同・(ウ)は、保護受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこととする。

エ 局長通知の位置付け

局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人に係る障害の等級を1級とする本件年金変更通知書を添付してなされた本件申請（請求人に係る障害者加算ア、重度障害者加算及び家族介護料を求めるもの）に対して、このうち、請求人に係る障害者加算を障害者加算イから障害者加算アに変更するとともに、新たに重度障害者加算を支給する保

護変更決定処分を行った（本件処分）。

保護基準別表第1・第2章・2において、障害者加算アを算定する対象については国民年金法施行令別表に定める1級に該当する障害のある者を要件とし、重度障害者加算を算定する対象については特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にある者を要件としている（1・(2)・ア）。また、局長通知は、障害者加算に係る障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととし（同・イ）、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更すべき事由が生じたときは、当該事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定を行うこととしている（同・ウ）。

そうすると、処分庁が、令和5年7月6日付けの本件年金変更通知書における請求人の障害の等級が1級であることを確認し、同年8月1日から請求人に係る障害者加算ア及び重度障害者加算を算定した本件処分は、上記1記載の法令等の定めに則って適正になされたものである。また、本件処分における請求人世帯の保護費算定額に誤りはない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、令和5年8月分の保護費支給について加算の計上等を行う本件処分について、家族介護料が適切に決定されていない旨を主張する。

しかし、本件処分は、本件申請のうち、障害者加算ア及び重度障害者加算を支給する保護変更を行ったものであり、家族介護料について決定したものではない。

また、請求人は、第3のとおり、本件処分には理由不備の違法がある旨を主張する。

しかし、本件処分に係る令和5年7月21日付保護変更決定通知書には、保護変更の理由として、「年金・手当等の変更」、「加算の計上」のほかに、請求人についての「障害者加算ア、重度障害者加算を支給する旨が記載されているのであるから、本件処分は、理由の提示を欠いた違法なものであるということとはできない。

以上のとおり、請求人の主張はいずれも採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田攝子、青木淳一、澄川洋子

別紙（略）